



税務法務ニュースレター

機械設備投資への追加控除

2020年1月20日に公表され同年1月21日から発効した勅令第690号により、法人税計算上、要件を満たした新規機械設備投資への支出額の150%に相当する費用控除が可能になりました。満たすべき要件は以下の通りです。

- 2019年9月1日から2020年5月31日までに機械設備投資に支出された金額が追加の費用控除の対象(しかし、リース事業を営む法人がリース目的に投資した機械設備では当該追加費用控除を享受できません)
- 機械設備はタイ国内に設置されていなければならない、初めて使用される新しい機械設備で、2020年12月31日までに使用可能な状態になっていなければならない
- 歳入法、投資奨励法または東部経済回廊関連を含む他の勅令または法令において税制の恩典を与えられた機械設備ではないこと
- 当該追加控除の要件を満たすため、法人は投資計画及びプロジェクトの支出計画に関する情報を作成し、歳入局長官が今後定める規則に従い、当該資料を歳入局長官に提出しなければならない

土地家屋税の減税

2020年1月20日に公表された勅令は同年1月1日に遡及して適用され、一定の分類に該当する土地または家屋について土地家屋税の減税が与えられます。

- 自然人に相続される土地家屋が居住用であり、その自然人が登記簿に記載され、かつ2019年3月13日以前に所有権の登記を完了している場合は、当該土地家屋に課される土地家屋税が50%に減税されます(発電所等にもこの50%減税は適用されます)
- 次の不動産には90%の減税が与えられます。
 - 金融機関が5年間を超えない期間で販売用に有する不動産
 - 3年を超えない家屋、コンドミニアムまたは工業団地の建設中の土地家屋
 - 私立学校の土地家屋
 - 一般大衆へのサービス提供を目的とした土地家屋
 - 空港内の土地家屋
 - 高速道路の道路または高架構造物

特定の取引を行った人間に関する情報提供

2019年12月23日に公表された財務省令第355号により、金融機関及び電子マネーサービスプロバイダーに対し、個人が行う特定の取引に関する情報提供を求める法令(改正歳入法第48条)の施行が定められました。提供する情報とは、(1)最低年間3,000回の電子取引による預入/振込、または(2)最低年間400回の預入/振込をした個人の取引に関するデータであり、すべての取引の総額が最低2百万円と定義されます。この情報提供に関する法令は、例えば、報告義務を有する情報リスト、報告義務のある取引回数及び取引金額等を含みます。報告する者は、歳入局長官が別途与えるガイダンスに従い作成される所定の報告様式により歳入局の電子システム経由で、特定の取引を行った個人のデータ提出をしなければなりません。

自然災害の被災地域における被災財産の修理費用の控除

2019年12月23日に公表された財務省令第354号に基づき、税務当局に自然災害の被災地域または緊急災害援助の対象地域として指定された地域において、台風で被災した財産の修理に要した費用は、個人所得税の計算上の控除項目として所得から差し引くことができます。家屋または家屋またはコンドミニアムに据付けの財産への修理の場合、(100,000円を超えない)実費まで控除することができます。

控除を行う個人納税者は当該財産の所有者、借受人または使用者でなければなりません。自動車の修理の場合は、控除額は30,000円を超えない実費まで控除することができます。控除を行う個人納税者は自動車の所有者か借受人でなければならず、その法令の定めを順守しなければなりません。

電子文書システムへの投資に対する二重控除

2019年12月20日付の歳入局長官告示第359号において、勅令第683号により導入された二重控除を2019年4月30日から遡って施行することが公表されました。この二重控除は、2019年4月30日から2019年12月31日までの期間における電子文書作成システム、納税システム、キャッシ

ュレジスターへの投資支出、及び電子データ保存サービスに要する費用支出について、法人税計算目的で実施することが可能です。この告示では、当該二重控除を希望する法人に対して、2019年5月31日以前に訪れる二重控除を実施する会計期間の申告までに、投資と支出に関する詳細な報告義務を課しています。加えて、税務調査官による調査に備えて、上述のシステム導入及びシステム導入のキャンセルに関するデータを含む報告書を作成しなければなりません。

両親の健康保険及び生命保険の保険料控除の改正

2019年12月26日に出された歳入局長官告示第360号において、個人の納税者の両親の健康保険に要する保険料控除の基準が改正されました。従前は、当該控除を行うために保険会社が発行した個人の保険料支払いの実績を示す関連書類の提出が必要でした。しかし、この告示により、個人の納税者が当該控除を行う旨の通知を保険会社にするだけで、2020年から当該控除を行う権利が与えられます。2019年の控除のためには、法令で定める特定の情報が記載された保険会社発行の領収書または証明書が必要でした。

2019年12月26日に出された歳入局長官告示第361号により、個人の控除可能な生命保険の保険料の基準が改正されました。従前は、控除を取るために保険会社発行の個人の保険料支払い実績を示す関連書類の提出が必要でした。しかし、この告示により、2020年1月1日からの生命保険料支払いの控除を取る旨を保険会社に通知するだけで、生命保険料控除を行う権利が与えられます。2020年1月1日以前の生命保険料支払いの場合、当該控除を取るためには、保険会社が発行する生命保険料支払いの実績を示す書類が必要でした。

不良品の寄付に伴うVATに関する最高裁判決

最高裁は、製造工程で不良となった製品の寄付に伴うVATの税務処理に関して、判断を下しました。

納税者である法人は投資奨励の税務特典を享受しており、原材料を輸入し輸出向けに製造活動をしていました。納税者の商業用では使用できない不良品が発生し製造工程から多少の損失が生じていました。当該不良品を Suankaew Temple 財団に寄付する旨の許可をタイ国投資委員会に求めました。許可を受けて寄付を行った時点で、同社は歳入法(第81条(1)(U))上、VATの納税義務はないと考えていました。しかし、タイ歳入局の見解は、歳入法(第77/1条(8))の販売で定義されている(利益または拋出の目的に関わらず)処分、流通、または棚卸資産の移転に該当しないため、寄付でも納税義務は免除されないというものでした。加えて、Suankaew Temple 財団は法令に定められた適格公益慈善財団ではないため、歳入法(第81条(1)(v))で定める寄付に該当しないと考えました。

最高裁は、宗教的または慈善的活動だけを目的とした棚卸資産の販売及びサービス提供について、歳入法(第81条(1)(u))はVAT免税を与えると判断しました。最高裁は、この法人が不良品を Suankaew Temple 財団に寄付したのは地域社会を援助する目的であり、財団は寄付された製品を宗教的または慈善的活動に使用しているという見解を取りました。

Anthony Visate Loh

International Tax & Indirect Tax

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40112

Email: aloh@deloitte.com

Chairak Trakhulmontri

Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40157

Email: ctrakhulmontri@deloitte.com

Darika Soponawat

**Business Tax (Japanese Services Group)
& Tax Compliance**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40115

Email: dsoponawat@deloitte.com

Dr. Kancharat Thaidamri

Transfer Pricing & Business Tax

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40118

Email: kthaidamri@deloitte.com

Korneeka Koonachoak

**Business Tax (Business
Model Optimization)**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40122

Email: kkoonachoak@deloitte.com

Mark Kuratana

Global Employer Services

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40125

Email: mkuratana@deloitte.com

Mike Fiore

Business Process Solution

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40126

Email: mfiore@deloitte.com

Stuart Simons

Transfer Pricing & Customs Services

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40135

Email: ssimons@deloitte.com

Thirapa Glinsukon

Business Tax & Tax Compliance

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40159

Email: tglinsukon@deloitte.com

Wanna Suteerapornchai

Business Tax (M&A) & FSI

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40144

Email: wsuteerapornchai@deloitte.com

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the "Deloitte organization"). DTTL (also referred to as "Deloitte Global") and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte is a leading global provider of audit and assurance, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and related services. Our network of member firms and related entities in more than 150 countries and territories serves four out of five Fortune Global 500® companies. Learn how Deloitte's approximately 312,000 people make an impact that matters at www.deloitte.com

About Deloitte Southeast Asia

Deloitte Southeast Asia Ltd – a member firm of Deloitte Touche Tohmatsu Limited comprising Deloitte practices operating in Brunei, Cambodia, Guam, Indonesia, Lao PDR, Malaysia, Myanmar, Philippines, Singapore, Thailand and Vietnam – was established to deliver measurable value to the particular demands of increasingly intra-regional and fast growing companies and enterprises.

Comprising approximately 340 partners and 8,800 professionals in 25 office locations, the subsidiaries and affiliates of Deloitte Southeast Asia Ltd combine their technical expertise and deep industry knowledge to deliver consistent high quality services to companies in the region.

All services are provided through the individual country practices, their subsidiaries and affiliates, which are separate and independent legal entities

About Deloitte Thailand

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

© 2020 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Advisory Co., Ltd.